

集会所建替え計画委員会規約

B 地区藤沢および B 地区茅ヶ崎集会所の建替えを計画することが決議されたことに鑑み、建替え決議に向けて、建替え計画および事業実現の具体的方策の検討・立案をするため、B 地区藤沢および B 地区茅ヶ崎自治会内に、集会所建替え計画委員会(以下「計画委員会」と称す)を、次のとおり設置する。

第 1 条(目的)

計画委員会は、建替え計画の検討・立案を行い、建替え事業実現のための具体的方策等を提案し、建替え決議の成立に向けた合意形成を図るための活動を行うことを目的とする。

第 2 条(基本姿勢)

計画委員会は、建替え決議に向けて必要な各種業務を、自治会会員の理解と協力の下に推進する。

第 3 条(構成)

- 1 計画委員会の委員は、自治会会員をもって構成することとし、自治会総会または計画委員会で選任する。
- 2 委員長 1 名を委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は、計画委員会の解散までとする。ただし、やむを得ない事情による辞任を妨げない。

第 4 条(権限)

- 1 計画委員会は、次の事項を行うものとする。
 - 一 建替え計画の策定に関する事項
 - 二 建替え事業に関する自治会会員の合意形成に関する事項
 - 三 建替え計画の策定等にかかる専門家・事業協力者の選定準備に関する事項
 - 四 建替え事業に必要な関係地方公共団体等との協議に関する事項
 - 五 その他、計画委員会の活動目的の遂行に係る事項
- 2 計画委員会は、建替え等に関する議題を自治会総会に提案することができる。

第 5 条(計画委員会の招集および議決)

- 1 計画委員会は委員長が招集する。
- 2 計画委員会は過半数の出席をもって成立とし、3分の2以上の賛成をもって議決する。

第 6 条(自治会への報告義務等)

- 1 計画委員会は、自治会に対して、次の事項についての検討成果を報告しなければならない。
 - 一 建替え計画と建替えの実現方策に関する事項
 - 二 建替え決議を行うための必要事項に関する事項
- 2 計画委員会は、その運営にあたり、自治会に対して次の事項について報告し、その決定にあたっては自治会役員会の議決を求めなければならない。

- 一 専門家および事業協力者への業務委託に関する事項
- 二 その他、計画委員会の活動の実施に係る重要事項
- 3 計画委員会は、その運営にあたり、自治会に対して次の事項について報告しなければならない。
 - 一 事業報告・会計報告等に関する事項
 - 二 その他、計画委員会の運営に係る重要事項

第7条(会計)

計画委員会の経費は、自治会役員会に予算を申請し、総会の議決を経て、自治会予算から支出することができる。

第8条(解散)

計画委員会は、第1条の目的を達成した時点で解散する。

第9条(補則)

この規約に規定するもののほか、計画委員会の運営に必要な事項は、計画委員会で別に定める。

附則 この規約は、両自治会の総会で承認された日（2024年7月14日）から施行する。